苫小牧市議会議員
小山征三

通信

『秋』号
2024年10月

小山せいぞう事務所　苫小牧市ときわ町１丁目19−23　TEL0144（67）8255

2024年９月議会　一般質問

共同運用　市民負担ないと言えるか

本市が進めている東胆振消防指令業務共同運用の手続き、手順について質問しました。

１市４町（苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町、安平町）は、消防指令業務共同運用を2026年に開始する予定です。この整備方式は、全国的にも少ない事務委託方式で、本市が受託者として「東胆振管内の指令管制上の責任」を全て負うことになります。

しかし、これまで本市の市民参加条例に基づく市民意見募集（パブリックコメント）を行ってきませんでした。理由としては「本事業は、当初から苫小牧市民に負担がなく、市民サービスの向上が条件となっているため」としましたが、既に本年５月に22億5,500万円のシステム構築費を契約していました。これは市民の血税で、明らかな市民の負担です。

全国の自治体消防では、計画の段階でパブリックコメントを行い、より丁寧に進めていることを示し、理事者の認識をただしました。山本副市長は「本市は、パブリックコメントの制度が整っていながらパブコメをしなかった。本来やるべきであった」と答弁しました。

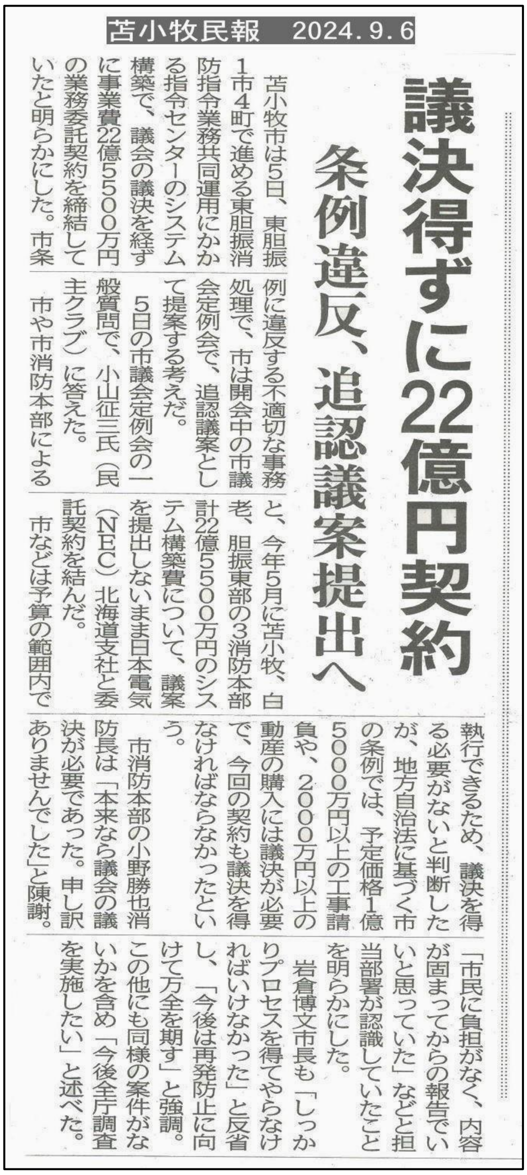

苫小牧民報　2024.9.6

議決得ずに22億円契約

条例違反、追認議案提出へ

苫小牧市は5日、東胆振1市4町で進める東胆振消防指令業務共同運用にかかる指令センターのシステム構築で、議会の議決を経ずに事業費22億5500万円の業務委託契約を締結していたと明らかにした。市条例に違反する不適切な事務処理で、市は開会中の市議会定例会で、追認議案として提案する考えだ。

5日の市議会定例会の一般質問で、小山征三氏（民主クラブ）に答えた。

市や市消防本部によると、今年5月に苫小牧、白老、胆振東部の3消防本部計22億5500万円のシステム構築費について、議案を提出しないまま日本電気（NEC）北海道支社と委託契約を結んだ。

市などは予算の範囲内で執行できるため、議決を得る必要がないと判断したが、地方自治法に基づく市の条例では、予定価格1億5000万円以上の工事請負や、2000万円以上の動産の購入には議決が必要で、今回の契約も議決を得なければならなかったという。

市消防本部の小野勝也消防長は「本来なら議会の議決が必要であった。申し訳ありませんでした」と陳謝。「市民に負担がなく、内容が固まってからの報告でいいと思っていた」などと担当部署が認識していたことを明らかにした。

岩倉博文市長も「しっかりプロセスを得てやらなければいけなかった」と反省し、「今後は再発防止に向けて万全を期す」と強調。この他にも同様の案件がないかを含め「今後全庁調査を実施したい」と述べた。

前例踏襲「甘い認識」

今回は共同指令センターのシステム構築費、２２億5,500万円で、５月１０日にプロポーザルによる入札で契約していました。市は、業務委託であることから議案提出の必要はないとしていましたが、この共同指令センターのシステム構築は、業務委託といえども、設備を設置することや回線などのケーブル設置の作業があり、作業内容から言って工事に該当するものです。さらに、契約内容に機器整備が含まれていれば、動産の買入れにも該当すると考えられます。

私は、この契約は地方自治法９６条１項５号、あるいは８号の議決が必要な案件で、本市の契約に関する条例や財産条例に違反するものであることを指摘しました。

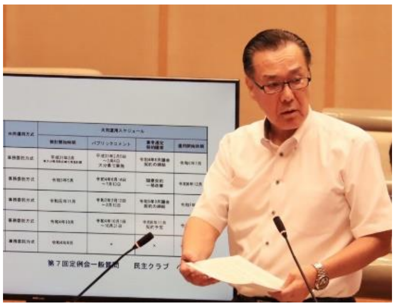

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

≪判例≫　令和4年11月18日、武雄市の住民訴訟は「市がX社との間で締結したシステム構築業務の委託契約は、地方自治法96条1項5号または8号により議会の議決を経ることが必要であったにもかかわらず、市長は、議会の議決を経ずに違法に本件契約を締結した」と提訴しました。佐賀地裁は、問題となっている契約は「工事の請負」に該当し、予定価格が一定金額以上の「動産の買入れ」にあたり、議会の議決を経ることが必要であると判断し、住民側の訴えを認めました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

小野消防長は「この契約について、内部で精査したところ議会の議決が必要となる契約であった。議案の提出については、今議会において追加議案として追認いただきたく、提出する準備を進めております。この度の事務執行について深くお詫び申し上げます。今後、このような事が起こらないように適切な事務執行に努めます」と答弁しました。

また、山本副市長は、契約の選定委員長であったことを踏まえて「この度の共同運用に関しての事務手続きは、不手際がございましたことをお詫び申し上げます。今後は、パブコメ、住民説明会、契約などしかるべき事務は適切に進めるよう再度確認し、今回の契約にかかる議案は、追認議案として提出する」とし、認識の甘さを謝罪しました。

追認議案提出

共同指令センターシステム構築業務委託契約

本契約は５月 10 日、「日本電気株式会社北海道支社」を事業者に、契約金２２億 5,500 万円で事業はスタートしています。

整備事業は「業務委託」ということで、議案として提出する認識が無かったということが明らかになりました。今回は消防の案件ですが「業務委託」は議案として上程する必要が無いという認識は、庁内全部署にあり、前例踏襲から認識が不足していたものです。

岩倉市長は「本来あってはならないことで、法令や条例に沿った適正な事務の執行は当然行われるべきものである。私としても責任を痛感しているところで、今後の対策を含め全庁あげて取り組む」としました。また、本契約のプロポーザル選定委員長である山本副市長は、事業者からの提案で設備や機器整備の内容がありながら「気付くことができず非常に悔いている」と陳謝しました。さかのぼって、2019 年度分から全庁調査を行い、仮に議決が必要な案件があった場合には、12 月議会に追認議案を提出し、瑕疵の治癒する必要があると財政部長が答弁しました。

また、監査委員は「財政部による全庁調査に当たり、基準や手法を確認する。その上で、財政部からの調査結果、各部の回答内容を確認し監査として判断する」としました。

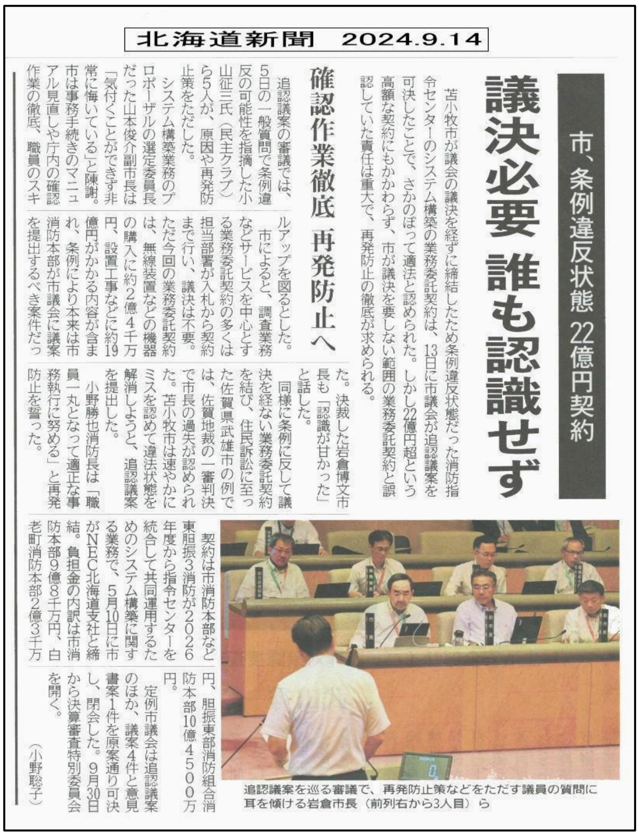

北海道新聞　2024.9.14

市、条例違反状態 22億円契約

議決必要 誰も認識せず

苫小牧市が議会の議決を経ずに締結したため条例違反状態だった消防指令センターのシステム構築の業務委託契約は、13日に市議会が追認議案を可決したことで、さかのぼって適法と認められた。しかし22億円超という高額な契約にもかかわらず、市が議決を要しない範囲の業務委託契約と誤認していた責任は重大で、再発防止の徹底が求められる。

確認作業徹底 再発防止へ

追認議案の審議では、5日の一般質問で条例違反の可能性を指摘した小山征三氏（民主クラブ）ら5人が、原因や再発防止策をただした。

システム構築業務のプロポーザルの選定委員長だった山本俊介副市長は「気付くことができず非常に悔いている」と陳謝。市は事務手続きのマニュアル見直しや庁内の確認作業の徹底、職員のスキルアップを図るとした。

市によると、調査業務などサービスを中心とする業務委託契約の多くは担当部署が入札から契約まで行い、議決は不要。ただ今回の業務委託契約は、無線装置などの機器の購入に約2億4千万円、設置工事などに約19億円がかかる内容が含まれ、条例により本来は市消防本部が市議会に議案を提出するべき案件だった。決裁した岩倉博文市長も「認識が甘かった」と話した。

同様に条例に反して議決を経ない業務委託契約を結び、住民訴訟に至った佐賀県武雄市の例では、佐賀地裁の一審判決で市長の過失が認められた。苫小牧市は速やかにミスを認めて違法状態を解消しようと、追認議案を提出した。

小野勝也消防長は「職員一丸となって適正な事務執行に努める」と再発防止を誓った。

契約は市消防本部など東胆振3消防が2026年度から指令センターを統合して共同運用するためのシステム構築に関する業務で、5月10日に市がNEC北海道支社と締結。負担金の内訳は市消防本部9億8千万円、白老町消防本部2億3千万円、胆振東部消防組合消防本部10億4500万円。

定例市議会は追認議案のほか、議案4件と意見書案1件を原案通り可決し、閉会した。9月30日から決算審査特別委員会を開く。

（小野聡子）

追認議案を巡る審議で、再発防止策などをただす議員の質問に耳を傾ける岩倉市長（前列右から3人目）ら

政治家としての重い責任

岩倉市長が昨年、韓国に入国の際に倒れてからこれまで職務代理者を設置した日数は、2023 年が 97 日。2024 年は 42 日で、自宅療養を含めた不在日は既に 164 日となっています。職員であれば 90 日以上長期間、病気休暇を取得する場合は、市長名で条例に基づき「給料の減額」などが行なわれます。

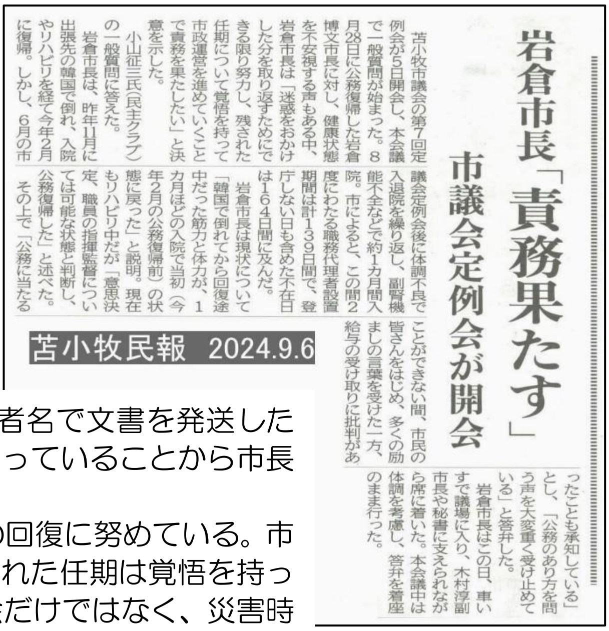

苫小牧民報　2024.9.6

岩倉市長「責務果たす」

市議会定例会が開会

苫小牧市議会の第7回定例会が5日開会し、本会議で一般質問が始まった。8月28日に公務復帰した岩倉博文市長に対し、健康状態を不安視する声もある中、岩倉市長は「迷惑をおかけした分を取り返すためにできる限り努力し、残された任期について覚悟を持って市政運営を進めていくことで責務を果たしたい」と決意を示した。

小山征三氏(民主クラブ)の一般質問に答えた。

岩倉市長は、昨年11月に出張先の韓国で倒れ、入院やリハビリを経て今年2月に復帰。しかし、6月の市議会定例会後に体調不良で入退院を繰り返し、副腎機能不全などで約1カ月間入院。市によると、この間2度にわたる職務代理者設置期間は計139日間で、登庁しない日も含めた不在日は164日間に及んだ。

岩倉市長は現状について「韓国で倒れてから回復途中だった筋力と体力が、1カ月ほどの入院で当初（今年2月の公務復帰前）の状態に戻った」と説明。現在もリハビリ中だが「意思決定、職員の指揮監督については可能な状態と判断し、公務復帰した」と述べた。

その上で「公務に当たることができない間、市民の皆さんをはじめ、多くの励ましの言葉を受けた一方、給与の受け取りに批判があったことも承知している」とし、「公務のあり方を問う声を大変重く受け止めている」と答弁した。

岩倉市長はこの日、車いすで議場に入り、木村淳副市長や秘書に支えられながら席に着いた。本会議中は体調を考慮し、答弁を着座のまま行った。

職務代理者が設置されている間は、市長名や職務代理者名で文書を発送したり、そのまま読み替えるなど庁内での文書処理が複雑になっていることから市長としての認識と決断をただしました。

岩倉市長は「現在もリハビリを行いながら筋力と体力の回復に努めている。市長公務の在り方を問う声は大変重く受け止めている。残された任期は覚悟を持って市政運営を進める」としましたが、市長の職務は、議会だけではなく、災害時の対応、様々な政策会議やイベントなどに非常に責任は重いもので動向を注視していきます。

《熱血現場主義》小さなことでも身近な問題を地域から発信します！

小山征三　検索